

対象施設分類表

| 大分類      | 中分類           | 小分類             | 備考   |
|----------|---------------|-----------------|--|
| 観光<br>地点 | 歴史・文化         | 史跡              | 古墳、貝塚、城跡、古戦場等。   |
|          |               | 神社・仏閣           | 観光利用の対象として扱っているもの。   |
|          |               | 庭園              | 一般の方が入場可能な庭園。  |
|          |               | 博物館             | 博物館等の定めのないものも含む。   |
|          |               | 美術館             | ギャラリー、絵画館を含む。  |
|          |               | 記念・資料館          |  |
|          |               | 動・植物園           | サファリパーク、鳥類園を含む。  |
|          |               | 水族館             |  |
|          |               | 産業観光            | 産業観光（歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うもの。）<br>例：ワイナリー、ビール園、酒造見学等。  |
|          |               | 歴史的建造物          | 歴史的建造物、デザインの優れた建造物（橋や駅、ビル、タワー、ダム等）。歴史的文化的価値のある建造物そのものが観光利用の対象となっているもの。   |
|          | その他歴史         |                 |  |
|          | 温泉・健康         | 温泉地             | 温泉法に基づくもの。日帰り温泉など。   |
|          | スポーツ・レクリエーション | スポーツ・レクリエーション施設 | ゴルフ場、テニス場、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設等。<br>自然歩道、自然研究路を含む。<br>日常利用の多寡に注意する。（例：ゴルフ練習場は含まない。レジャー的要素がなく日常利用が大半を占める運動用プール等は含まない。河川敷のサイクリングコース等で日常利用者が大半を占めるものは含まない。）<br>スポーツ観戦（野球、サッカー、メジャーゴルフトーナメント大会等）は含まない。 |
|          |               | スキー場            |  |
|          |               | キャンプ場           |  |
|          |               | マリーナ・ヨットハーバー    |  |
|          |               | 公園              | イベントの開催やピクニック等の目的となる公園を対象とし、施設のない公園や総合運動公園で日常利用者が大半を占めるものは含まない。  |

|          |                   |                      |  |
|----------|-------------------|----------------------|--|
| 観光<br>地点 | スポーツ・レクリ<br>エーション | レジャーランド・遊<br>園地      | <p>【日本標準産業分類における定義】<br/>各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。</p> <p>【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】<br/>樹木、池等自然の環境を有し、かつ、有料の各種遊戯施設を配置し、客に娯楽を提供する業務を営む事業所（客が直接に硬貨・メダル・カード等を投入するものを除き、3種類以上の遊戯施設を有するもの）をいう。</p>                                   |
|          |                   | テーマパーク               | <p>【日本標準産業分類における定義】<br/>文化、歴史、科学等に関する特定のテーマに基づき施設全体の環境づくりを行い、各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。</p> <p>【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】<br/>入場料をとり、特定のテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連するアトラクションを有し、パレードやイベント等のソフトを組み込んで、空間全体を演出して娯楽を提供する事業所をいう。</p> |
|          |                   | その他スポーツ・レ<br>クリエーション |  |
|          | 都市型観光<br>—買物・食等—  | 地区・商店街               | 朝市・市場等で日常利用が大半を占めるものは含めない。   |
|          |                   | その他都市型観光<br>—買物・食等—  | 農水産品等の直売所、物産館等はここに含める。   |
|          | その他               | 他に分類されない観<br>光地点     | 道の駅、パーキングエリア、観光果樹園等はここに含める。ただし単なる休憩機能のみの施設は除く。   |